大麻取締法の規制の見直しについて(案)

現行

- 花穂、葉、未成熟の茎など大麻の「部位」による規制(実態としては「成分」で規制)
- ●「大麻由来医薬品」は認められない(モルヒネなど既に医療用麻薬は数多く存在)

×	<u>花穂、葉、未成熟の茎等から抽出した成分を用いた製品</u> の輸入、製造等
O*1	<u>成熟した茎及び種子から抽出した成分を用いた製品※2の輸入、製造等</u>

※1)花穂、葉、未成熟の茎等にはTHCが含まれていることから、成分を抽出した部位を確認する際、THCの含有の有無を判断基準としている ※2)食品等としての取扱いであり、麻薬取締部において、「大麻」に該当しないことを確認している



見直しの方向(案)

- 実態に合わせ、部位規制を成分に着目した規制に見直す
- ●「大麻由来医薬品」の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持及び使用を可能とする

THC(幻覚作用を有する成分) △ 現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度などの流通管理の仕組みを導入することを前提として、医薬品として効果効能が認められ、厚労大臣に医薬品として承認されたものに限る。 CBD(幻覚作用を有しない成分) ○ 由来に関わらず、CBDを含む製品の 輸入、製造等可能 ※医薬品として用いる場合は、効果効能が認められ、厚労大臣に医薬品として承認されたものに限る。

- ※見直しには大麻取締法等の改正が必要
- ※THCの含有量による規制については、人体への有害性、捜査現場における検出方法等を精査した上で、引き続き検討